

わかやま市型移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市の区域内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県外から本市に移住（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 わかやま市型移住支援金（以下「わかやま市型支援金」という。）の交付を受けることができる者は、次の第1号及び第2号の要件を満たし、かつ、第3号から第6号までの要件のいずれかに該当する者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、第7号の要件を満たす場合に限る。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるアからウまでに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 和歌山県外に在住していたこと。

(イ) 移住する日の直前の5年間において和歌山県内に住民登録がないこと。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本要綱の施行の日以後に移住したこと。

(イ) わかやま市型支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 本市に、わかやま市型支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(エ) 令和5年2月28日までに第4条に規定する申請を行うことができること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本国籍を有していること又は日本国籍を有しないものであって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長がわかやま市型支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 和歌山市移住支援金交付要綱（令和元年10月7日制定）に規定する移住支援金の交付を受けていないこと。

(3) 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 一般就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が和歌山市内に所在すること。

(イ) 就業先が、和歌山県が和歌山県マッチング支援事業における県就活支援サイト（（オ）において「マッチングサイト」という。）に和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領（令和元年6月5日制定。以下「県実施要領」という。）第5の1の（1）移住支援金対象法人の共通要件を満たしている求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以

上在職していること。

(オ) 就業先の求人への応募日が、県実施要領第5の1の(1)移住支援金対象法人の共通要件を満たすとしてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

(カ) 当該法人に、わかやま市型支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該法人に新規に雇用されるものであること。

イ 専門人材に関する要件 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住し、及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が和歌山市内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、わかやま市型支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 和歌山県外に存する企業に勤務する被雇用者として、テレワークを行っていること。

イ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 当該就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(5) 本市認定関係人口に関する要件 本市又は本市の地域の人々と関わりを有する者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すると本市が認めるもの(以下「本市認定関係人口」という。)であること。

ア 次に掲げる事項のいずれか1つ以上に該当すること。

(ア) 申請者が本市へ移住した日の属する年度の前年度までに本市に対してふるさと納税をしたことがあること。

(イ) 移住した日の前日までに本市のお試し居住施設(和歌山市お試し居住施設整備費補助金交付要綱(令和2年8月19日制定)第3条の規定により本市が交付した補助金を利用して整備された同要綱第2条第1号に規定するお試し居住施設をいう。以下同じ。)を利用したことがあること。

(ウ) 移住した日の属する年度の前年度までに本市のワンストップパーソン(移住相談及び地域の一元的情報提供窓口をいう。)を介してオンライン移住相談窓口又は本市役所内で移住相談をしたことがあること。

(エ) 移住した日の属する年度の前年度までに本市が開催し、又は出展した移住フェア・移住相談会に参加し、本市と移住相談をしたことがあること。ただし、平成29年度以降に開催し、又は出展した移住フェア・移住相談会に限る。

イ 申請時の年齢が60歳以下であること。

ウ 移住した日から1年以内に本市内において就業し、起業し、又は移住した日の前日までに個人事業主として事業を持ち、移住した日以後もその事業を継続していること。就業の場合にあつては、次に掲げる事項の全てについて該当すること。

(ア) 官公庁等（独立行政法人、第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立し、出資し、又は出捐している主体を含む。）への就業ではないこと。

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(エ) 当該就業先に、わかやま市型支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該就業先に新規に雇用されるものであること。

(カ) 当該就業先が雇用保険の適用事業主であること。

(キ) 当該就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業者でないこと。

(ク) 当該就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(6) 起業に関する要件 次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。

ア わかやま市型支援金の申請日以前1年以内に、起業支援金（和歌山県が、県実施要領に基づき実施する起業支援事業に係る支援金をいう。以下同じ。）の交付決定を受けていること。

イ 本市が令和3年度以降に実施するお試しショップ運営事業を利用し、店舗出店を行い、その後実際に起業したこと。

(7) 2人以上の世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、本要綱の施行の日以後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月を経過していること。

(わかやま市型支援金の額)

第3条 わかやま市型支援金の金額は、2人以上の世帯の移住の申請の場合にあつては500,000円、単身の移住の申請の場合にあつては300,000円とする。この場合において、申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満である世帯員（配偶者を除き、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む。）を帯同して移住する場合にあつては、当該者1人につき150,000円を加算する。

2 前項の場合における人数の計算については、移住以後、申請前に出生した者も世帯員とみなす。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、わかやま市型移住支援金交付申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) わかやま市型移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（別記様式第2号）

(2) 次の表の対象の要件の区分に応じ、それぞれ次に定める書類。ただし、役員等調書及び照会承諾書（別記様式第3号）については、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないことが確認できる場合は、この限りでない。

対象			書類
一般就業に関する要件			わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書（別記様式第4号）
専門人材に関する要件			わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書
テレワークに関する要件			わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書（テレワーク用）（別記様式第5号） 役員等調書及び照会承諾書
本市認定関係人口に関する要件	就業	第2条第5号ア（ア）に該当する場合	わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書（本市認定関係人口用）（別記様式第6号） ふるさと納税寄附金受領証明書の写し 役員等調書及び照会承諾書
		第2条第5号ア（イ）に該当する場合	わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書（本市認定関係人口用） 本市お試し居住施設を利用したことを確認できる証明書の写し 役員等調書及び照会承諾書
		第2条第5号ア（ウ）又は（エ）に該当する場合	わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書（本市認定関係人口用） 役員等調書及び照会承諾書
	起業	第2条第5号ア（ア）に該当する場合	ふるさと納税寄附金受領証明書の写し 開業届又は法人登記の登記事項証明書（本店、会社設立の年月日、役員に関する事項が確認できるもの）の写し
		第2条第5号ア（イ）に該当する場合	本市お試し居住施設を利用したことを確認できる証明書の写し 開業届又は法人登記の登記事項証明書（本店、会社設立の年月日、役員に関する事項

		が確認できるもの)の写し
	第2条第5号ア(ウ)又は(エ)に該当する場合	開業届又は法人登記の登記事項証明書(本店、会社設立の年月日、役員に関する事項が確認できるもの)の写し
個人事業主	第2条第5号ア(ア)に該当する場合	ふるさと納税寄附金受領証明書の写し 開業届の写し 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書の写し
	第2条第5号ア(イ)に該当する場合	本市お試し居住施設を利用したことを確認できる証明書の写し 開業届の写し 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書の写し
	第2条第5号ア(ウ)又は(エ)に該当する場合	開業届の写し 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書の写し
起業に関する要件	第2条第6号アに該当する場合	起業支援金の交付の決定を受けていることを確認できる書類
	第2条第6号イに該当する場合	開業届又は法人登記の登記事項証明書(本店、会社設立の年月日、役員に関する事項が確認できるもの)の写し

(3) 提示により本人であることを確認することができる書類の写し(日本国籍を有しない者にあつては、第2条第1号ウ(イ)に規定する在留資格を証明するものの写し)

(4) 移住先の住民票の写し(2人以上の世帯の移住の申請をする場合にあつては、申請者を含む世帯員全員分)

(5) 移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(2人以上の世帯の移住の申請をする場合にあつては、申請者を含む世帯員全員分)

(6) 移住以後、申請前に出生した者がいる場合にあつては、母子健康手帳等(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、わかやま市型支援金を交付することが適当と認めるときは、わかやま市型移住支援事業に係る交付決定通知書(別記様式第7号)により、当該申請者に通知する。審査の結果によりわかやま市型支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度におけるわかやま市型支援金の交付ができない場合も、その旨を申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 前条に規定する交付決定をする場合において、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 虚偽の申請等をしないこと。

(2) わかやま市型支援金の申請日から5年以内に本市から転出しないこと。

(3) 第2条第3号及び第5号ウに該当する場合にあつては、わかやま市型支援金の申請日から

1年以内にわかやま市型支援金の要件を満たす職を失わないこと。

(4) 起業に関する要件に該当する者については、起業支援金の交付決定が取り消されないこと。

(5) わかやま市型移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、報告及び立入調査に応じること。

(6) わかやま市型支援金の申請後に、和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付を受けていないこと。

(7) 第2号から第4号までの条件を充足することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(わかやま市型支援金の交付)

第7条 市長は、第5条に規定する交付決定を行った場合は、規則第12条の規定による報告及び規則第15条の規定による交付請求を省略させるものとする。

2 交付決定を行った申請者に対しては、交付決定から3か月以内にわかやま市型支援金の交付を行う。

(やむを得ない場合の取扱い)

第8条 規則第16条第1項第3号の規定に該当する場合であっても、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、交付の決定を取り消さないものとする。

(返還の請求)

第9条 規則第17条の規定により返還請求をする場合において、次の各号に定めるときに応じ、それぞれ当該各号に定める額を返還させることができる。

(1) 第6条第1号の条件に違反したとき 全額

(2) 第6条第2号の条件に違反したとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア わかやま市型支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額

イ わかやま市型支援金の申請日から3年以上5年未満に本市から転出した場合 半額

(3) 第6条第3号から第6号までの条件に違反したとき 全額

(定期報告)

第10条 わかやま市型支援金の交付を受けた者は、わかやま市型支援金の申請日から5年間、毎年4月1日における居住状況等を報告しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（第4号に係る部分に限る。）、第4条第3項第2号の表の改正規定、第6条第3号の改正規定及び附則第2項の改正規定は、令和4年3月30日から施行する。

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

（宛先）和歌山市長

年 月 日

わかやま市型移住支援金交付申請書

わかやま市型移住支援金交付要綱に基づき、わかやま市型移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 わかやま市型移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

世帯の種類	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	2人以上	2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業	<input type="checkbox"/>	起業	18歳未満の世帯員の人数	人

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請日から5年以上継続して、本市に居住し、かつ、就業、起業又は個人事業主として移住前から行っていた事業を継続する意思について	<input type="checkbox"/>	意思がある。	<input type="checkbox"/>	意思はない。
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/>	3親等以内の親族に該当しない。	<input type="checkbox"/>	3親等以内の親族に該当する。
（テレワークの場合のみ記載） 本市への移住の意思について	<input type="checkbox"/>	自己の意思である。	<input type="checkbox"/>	所属からの命令である。
和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付申請の有無	<input type="checkbox"/>	申請予定なし	<input type="checkbox"/>	申請済又は申請予定

4 転出元の住所

住所（住民登録地）	〒
-----------	---

（転出元の住所が住民登録の住所と異なる場合）

住所	〒
----	---

5 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

備考

和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付を受ける場合は、わかやま市型移住支援金の交付対象となりません。

管理コード（和歌山市使用欄）	
----------------	--

別記様式第2号（第4条関係）

わかやま市型移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

わかやま市型移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) わかやま市型移住支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 次の場合には、わかやま市型移住支援金交付要綱に基づき、わかやま市型移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - エ 申請日から1年以内にわかやま市型移住支援金の要件を満たす職を失った場合：全額
 - オ 県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - カ 報告及び立入調査に応じない場合：全額
 - キ わかやま市型移住支援金の交付を受けた後に和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付を受けたとき：全額
- (3) 上記(2)イからオまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- (4) わかやま市型移住支援金の申請日から5年間、毎年4月1日における居住状況を報告します。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているかを確認するため、和歌山市が住民基本台帳の登録状況等の閲覧による所在地確認や、就業先への調査を実施することに同意します。
- (2) 和歌山市が個人情報について、わかやま市型移住支援事業の実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所

氏名

Ⓔ

役員等調書及び照会承諾書

(宛 先) 和歌山市長

住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、わかやま市型移住支援金交付要綱第2条第5号ウ（ク）に該当するか否かに関し和歌山県和歌山東警察署、和歌山西警察署又は和歌山北警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住 所

【注意事項】

- 1 法人にあっては、登記事項証明書に登載されている役員（代表者を含みます。）の方全員について記載してください。
- 2 この調書に記載された全ての個人情報は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の規定に基づいて取り扱うものとし、わかやま市型移住支援金交付要綱に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。和歌山市がこれらの情報をもとに和歌山県和歌山東警察署、和歌山西警察署又は和歌山北警察署から取得した個人情報についても同様です。

（宛先）和歌山市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない。 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

わかやま市型移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、本市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）和歌山市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書（テレワーク用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない。
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。

わかやま市型移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、本市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）和歌山市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

わかやま市型移住支援事業に係る就業証明書（本市認定関係人口用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。

わかやま市型移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、本市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

和歌山市長



わかやま市型移住支援事業に係る交付決定通知書

わかやま市型移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおりわかやま市型移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

わかやま市型移住支援金 _____ 円

振込予定日 年 月 日

指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。御了承ください。

わかやま市型移住支援金は、登録された口座に振り込みます。

備考

- 1 本市は、わかやま市型移住支援金交付要綱の規定に基づき、わかやま市型移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。
- 2 本市は、わかやま市型移住支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、わかやま市型移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - (4) 申請日から1年以内にわかやま市型移住支援金の要件を満たす職を失った場合：全額
 - (5) 県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 報告及び立入調査に応じない場合：全額
 - (7) わかやま市型移住支援金の交付を受けた後に和歌山市移住支援金交付要綱に規定する移住支援金の交付を受けたとき：全額
- 3 上記2(2)から(5)までの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けてください。
- 4 わかやま市型移住支援金の申請日から5年間、毎年4月1日における居住状況を報告してください。

管理コード（和歌山市使用欄）	
----------------	--